

(改善措置)

- (1) 引き続き日曜、夜間催促を含む滞納者との納税交渉を強化するとともに、滞納整理の早期着手及び厳正かつ的確な滞納処分の徹底に努めている。
- (2) 納付計画書を徴取して、計画的な納付の推進を図っており、着実に納入が進んでいるところである。

| 監査対象機関等 | 監査執行年月日 | 報告公表年月日 |
|----------|-----------------------------------|-------------------|
| 上益城地域振興局 | 平成 16 年 10 月 21 日 及び 10 月 22 日 | 平成 16 年 12 月 27 日 |

(報告公表事項)

- (1) 県税の未収金（平成 15 年度末現在 124,777,535 円）については、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。
- (2) 生活保護費返還徴収金の未収金（平成 15 年度末現在 6,320,762 円）及び農業改良資金貸付金償還金等の未収金（平成 15 年度末現在 1,930,635 円）について、引き続きその解消に努めること。
- (3) 道路占用料、河川敷占用料及び水利使用料において、年度当初に収入調定を行わなければならないものについて、大幅に遅れて収入調定が行われていた。事務改善に努めること。

(改善措置)

- (1) 「平成 16 年度事務執行計画」及び「平成 16 年度県税確保推進対策実施計画」に基づき、適正で効率的な事務執行を図っている。
- (2)
 - ・生活保護費返還金徴収金については、債務者全員（8 名）が生活保護受給中で毎月分納中であるため、通常の訪問活動と併せて納付を確認していく。
なお、管外転出者については、今後とも定期的な催告を行っていく。
 - ・農業改良資金については、平成 15 年度末に借入者、保証人を交えて、今後の返済方法についての検討を実施し、「償還等に関する誓約書」を提出させた。現在は、概ねその誓約書に沿って償還がなされている。
なお、今後とも月々の償還状況の確認等、指導を継続していく。
 - ・道路占用料 53,560 円は、全額徴収済み。
 - ・土砂採取料は、127,134 円のうち 123,354 円を徴収済み。残額については、引き続き徴収に努める。
- (3) 今後は、当該年度分については、年度当初に調定を行う。

| 監査対象機関等 | 監査執行年月日 | 報告公表年月日 |
|---------|---------------------------------|-------------------|
| 八代地域振興局 | 平成 16 年 11 月 8 日 及び 11 月 9 日 | 平成 16 年 12 月 27 日 |

(報告公表事項)

- (1) 県税の未収金（平成 15 年度末現在 202,947,700 円）については、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。

(改善措置)

- (1) 平成 16 年度八代地域振興局事務執行計画及び県税確保推進対策実施計画等に基づき滞納整理の促進を図り、未収金の解消に努めていく。

| 監査対象機関等 | 監査執行年月日 | 報告公表年月日 |
|---------|---------------------------------|-------------------|
| 芦北地域振興局 | 平成 16 年 11 月 4 日 及び 11 月 5 日 | 平成 16 年 12 月 27 日 |

(報告公表事項)

- (1) 県税の未収金（平成 15 年度末現在 36,944,166 円）については、引き続きその解消に努めること。
- (2) 単県急傾斜地崩壊対策工事において、標準工期 150 日より大幅に短い 22 日で工期が設定さ

れ、施工されているものがあつた。事業の適正な執行に努めること。

(改善措置)

(1)

○個人県民税について（未収金総額 36,944,166 円のうち 34,422,354 円（93.2%））

・平成 16 年 11 月 12 日に、本庁税務課長を交えて「芦北地域個人住民税徴収向上対策連絡会議（会長：芦北地域振興局長 理事：管内市町助役 幹事：管内市町税務課長及び振興局税務課長）」を実施し、個人県民税の一層の税込保のための連携強化を図つた。

・管内各市町について、8～9月に「個人県民税高額滞納ヒアリング」を実施し、高額滞納事案の処理方針について支援助言を行い、徴収率向上に努めた。年度内にもう一度実施する予定。

・平成 16 年 11 月末現在の個人県民税収入 3,819,480 円、収入率 11.1%（前年同期 17.9%）

○個人県民税以外について（未収金総額 36,944,166 円のうち 2,521,812 円（6.8%））

・平成 16 年度県税滞納整理実施要領に基づき、滞納整理強化期間（6～8月）に集中的に臨戸等による納税交渉を実施。以後も継続して滞納整理を実施中。

・平成 16 年 11 月末現在の個人県民税以外の収入 65,000 円、収入率 2.6%（前年同期 23.1%）

(2) 平成 16 年度における工事について確認したところ、適正な工期を取っており、改めて職員への周知徹底を図り、事業の適正な執行に取り組むこととした。

| 監査対象機関等 | 監査執行年月日 | 報告公表年月日 |
|---------|---------------------------------|-------------------|
| 球磨地域振興局 | 平成 16 年 11 月 1 日 及び 11 月 2 日 | 平成 16 年 12 月 27 日 |

(報告公表事項)

(1) 県税の未収金（平成 15 年度末現在 109,131,729 円）については、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。

(2) 生活保護費返還金徴収金等の未収金（平成 15 年度末現在 1,744,444 円）については、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。

(3) 屋外広告物許可申請書の受付事務において、収入証紙の貼付及び消印の事務処理が規程どおり行われていなかった。事務改善に努めること。

(改善措置)

(1) 未収金の解消については、早期に適正な滞納処分を実施し、滞納額の圧縮に努める。また、中でも未収金の割合（約 80%）が最も高い個人県民税については、今後も市町村に対する研修会、ヒアリング及び共同徴収の実施等、支援・助言に努めていく。（平成 16 年 12 月末現在未収金 94,930,557 円）

(2)

・生活保護費返還金徴収金については、全ケースに定期的に家庭訪問等により徴収を実施。1 ケースを除き分納を継続している。1 ケースについては、ねばり強く納入を促している。

今後とも電話による催告や家庭訪問により、引き続き定期的な納入や返納額の増額を図り、未収金の早期解消に努める。（平成 16 年 12 月末現在未収金 1,121,244 円）

・業務委託における契約解除に伴う違約金の未収金については、債務者である法人の代表者が死亡し、会社も事実上倒産して、代表者選任の手續きが困難と考えられる。今後の措置は、商法第 406 条の 3 の規定による見なし解散の登記を待って地方自治法施行令第 171 条の 7 の規定で免除を検討している。それまでは、本庁と協議しながら、措置を検討していくが、その間も法人の動向を注視していく予定である。（平成 16 年 12 月末現在未収金 508,200 円）

(3) 「熊本県収入証紙規則」及び「熊本県収入証紙事務取扱要領」に基づき、適切な事務処理を行うよう徹底を図る。

| 監査対象機関等 | 監査執行年月日 | 報告公表年月日 |
|---------|-----------------------------------|-------------------|
| 天草地域振興局 | 平成 16 年 11 月 15 日 及び 11 月 16 日 | 平成 16 年 12 月 27 日 |

(報告公表事項)

- (1) 県税の未収金（平成15年度末現在 142,194,147円）については、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。
- (2) 港湾区域占用料等の未収金（平成15年度末現在 1,968,924円）については、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。

(改善措置)

- (1) 県税の徴収確保については、平成16年度県税確保推進対策実施要領に基づき取り組んでいるところであり、引き続き滞納処分の強化を含めて催告の強化を図ることにより、未収金の解消に努力する。
- (2)
- ・生活保護費返還金徴収金
分納計画書を徴し、計画的に返還継続中である。
 - ・漁港施設使用料
今年度の監査時まで徴収済みである。
 - ・港湾区域占用料、河川敷占用料、地方港湾使用料
滞納者を個別訪問して請求督促を行った結果、一部については、納付があった。引き続き解消に向け努力する。
 - ・雑入（工事前払い金余剰金利息）
請負業者の倒産により生じたものであり、現在、対応を検討中である。

| 監査対象機関等 | 監査執行年月日 | 報告公表年月日 |
|----------------------------|----------------------|-------------|
| 小国警察署、八代警察署、本渡警察署（警察本部会計課） | 平成16年9月7日 ～10月15日 | 平成16年12月27日 |

(報告公表事項)

- (1) 下記の事項につき、規定と運用実態の不一致が発生している。早急にその解消を図るとともに、適切な運用に努めること。
- ① 公安委員会告示では駐在所とされているものの、その実態を有しないものについて、警察官の宿舍として使用し、熊本県宿舍管理規則で規定された無料宿舍としての取り扱いが行われている。
 - ② 公安委員会告示では駐在所とされているがその実態がないもの、又は廃止された駐在所について、警察官の宿舍として利用のうえ、本来、駐在所に勤務する際に贈与される警察協力報償金等が、宿舍の入居者に対し贈与されている。
 - ③ 「熊本県警察の組織に関する訓令」で定められた連絡所については、熊本県宿舍管理規則で規定された無料宿舍ではないが、無料宿舍としての取り扱いが行われている。

(改善措置)

- (1) 指摘された施設は、専任の駐在所員を配置できない駐在所や廃止された駐在所のうち、地域住民の要望を受けて警察官を居住させ、各種届出や相談に対応し、住民の不安解消を図っている兼任駐在所及び連絡所のことであるが、この度の指摘を受け、次のとおり措置を講じた。
- ① 組織改正等による対応
 - ・兼任駐在所の見直し
平成17年春の組織改正（4/1）によって、兼任駐在所は一箇所を除き全て定員化又は廃止した。残された一箇所についても、今後、定員化又は廃止を検討する。
 - ・連絡所の廃止
連絡所については、存続の必要性を再検討して全て廃止した。
なお、連絡所制度は、駐在所を廃止する際の地域住民の不安解消という観点から存続させる。
 - ・施設の有効活用
この度廃止した駐在所、連絡所のうち、利用可能な施設は、有料宿舍として活用する。